



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2008.6.30

No. 31-67

第 6 回 (6/26) 佐賀便労災裁判報告

「7時間の睡眠時間があれば疲労は残らない。」

「フライトと血圧上昇は関係ない。」

に対する全面的な医学的反論の意見書、証拠を提出

次回公判は 10 月 7 日 13:30 ~

< 東京高裁 809 号法廷 >

~ 原告医師証人尋問が行われます ~

2000年9月、名古屋発佐賀便乗務中に小脳出血で倒れ亡くなられた機長への労働災害認定を争っている東京高等裁判所の第6回公判が、6月26日に開廷されました。当日の法廷では、原告（ご遺族側）からの書面提出<下記参照>と、今後の日程調整について審理されました。

今回の原告側医師による意見書提出によって、第1回公判からの原告の主張 被告（労基署）側の反論 原告側の反論が完了し、いよいよ次回公判にて当該裁判の天王山となる証拠調べ、原告側医師を招いての証人尋問が10月7日に行われる事となりました。

< 公判前ビラ配布 >

あいにくの朝からの雨の中、止み間をぬって霞ヶ関の昼休みの時間帯、裁判所前にて、「航空安全と乗員の健康問題を訴える」ビラ配布を行いました。断続的な雨の中、短時間ながらビラを受け取って頂ける通行人の方が多かった事が印象的でした。

配布に参加頂いた方、悪天の中、本当にありがとうございました。

< 提出意見書・証拠書類等 >

意見書（ ）原告側医師による被告側医師意見書に対する反論等<下記概要紹介>

陳述書・運航乗務員の病欠者増加の実態と要因について

・運航乗務員と高血圧について

研究論文「Effect of Aircraft-Cabin Altitude on Passenger Discomfort」

訳文「旅客機客室の高度が乗客の自覚する不快感に与える影響について」

その他、勤務実績資料等

< 「意見書（ ）概要（原告側口頭陳述）」 >

1) 被災機長の血圧測定値の推移とその時の業務（乗務時間）との関連性を具体的なデータにて提示し、被災機長の小脳出血と過重な業務との因果関係を改めて論証（被告側医師は、運航業務と血圧の因果関係はないと主張しています）



- > 平成4年9月から平成5年1月までの4回の血圧測定値と、休務に入ってから降圧剤投与前の5ヶ月間の血圧測定値を比較すると、収縮期血圧で12.6mmHgもの低下が認められる。
- > 平成12年5月15日から16日の休日2日間と連続した翌日17日から18日の休日2日間のホルター血圧測定値を比較すると、後者の方が、睡眠時の血圧も覚醒時の血圧も低下している。これは、後者の方が比較的長時間業務の負荷から開放された時点で測定されたことによるものである。etc.

2) 被控訴人提出、和田医師意見書の検討不足を指摘、また、当該医師が座長を務めた脳心臓疾患の認定基準に関する専門検討会の報告書にある「月の時間外労働時間が45時間以下では原則として全く健康に問題がない」との結論が誤りであり、科学的根拠のない不適切なものであることを詳細に論証

- > 過去の同種裁判に於いて、和田医師が根拠として提示した2件の文献の報告内容からは「1日の睡眠時間8時間以上、月の時間外労働45時間以下では原則として全く健康に問題ない。」と結論づける根拠を導き出せない。
加えて、これら文献は、新認定基準提出以降に発表されたものである。 etc.

< 労災行政の悪実態が浮き彫りに >

「2001年脳血管疾患認定基準」（労災を認定する時に基準となっている）作成のまとめ役が、当裁判にて労基署側医師として意見書を提出している和田医師であったことも注目されます。弁護団の調査では、和田医師は、これまでの労災裁判で行政側の立場に立った意見書作成に登場し、非科学的な主張を繰り返してきましたが、多くの裁判で否定され労災が認定され確定しています。この確定した前例に日航客室乗務員岩本さん裁判があります。

佐賀便労災意見書お願いします

各単組執行委員会にお願いをしている「佐賀便反論意見書」を至急 Legal 委員長まで返送をお願い致します。返送アドレスは幹事会及びその後の「要請メール」にてお知らせしております。宜しくお願い致します。

労働災害相談窓口

現在日乗連 Legal 委員会が中心となって「労災対策産別会議」を設置し、佐賀便事件を始め各単組で抱える「労災問題」を取り扱っております。

各単組で発生した「業務上の事故」（業務上であるかどうか判断がつかないものも含め）について、大手組合は組合単位で受け皿があると思いますが、特に組織構成人数が少ない又は新規乗員組合は「日乗連 Legal 委員会」までご相談ください。

以上